

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：消防本部

令和8年9月11日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.9%
全職員	78.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	0%
本庁係長相当職	0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	0%
26～30年	0%
21～25年	0%
16～20年	102.5%
11～15年	101.1%
6～10年	100.7%
1～5年	113.8%

【説明欄】

- ①「任期の定めのない常勤職員」のうち、女性職員の割合は約2%であり、さらに女性職員の全員が勤続年数20年未満となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ②「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は17：4であり、女性職員の全員がパートタイム会計年度任用職員であるのに対し、男性職員の半数以上がフルタイムおよび休日勤務手当等が支給される交替制勤務者（再任用職員）であるため、男女の給与に差異が生じている・
- ③上記①および②により、全職員の給与の男女の差異が生じている。
- ④2（1）本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
- ⑤2（1）本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職、本庁係長相当職および2（2）勤続年数21年以上の女性職員が存在しない。